

保険外負担（保険外併用療養費）について

○ 入院時食事療養/入院時生活療養標準負担額

※2026年（令和8年）6月1日より入院時の食事に係る標準負担額が改定されます
・入院時の食事代は、診療や薬代などの費用とは別に下表の自己負担が必要です。
【入院時1食あたりの負担額】

所得区分		1食あたりの標準負担額	
70歳未満	高齢受給者・後期高齢者	R8年5月31日まで	R8年6月1日から
上位所得者「ア」「イ」 一般所得者「ウ」「エ」	現役並所得（Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ） 一般	510円	550円
住民税非課税「オ」	低所得（Ⅱ）	入院90日 超	240円
		190円	270円
	低所得（Ⅰ）	110円	220円
	指定難病患者・小児慢性特定疾病患者	300円	330円

○ その他の料金

イヤホン	462円
水剤容器	75円
軟膏容器	75円
通所リハビリテーション（デイケア） での作業療法・工作などの材料費	50円

死亡された方の処置にかかる費用

エンジェルケア（処置料）	10,000円
エンジェルウェイ（処置用品）	10,186円
着物	4,015円

○ 診療報酬点数上、実費徴収が可能なものとして明記されている費用

○ 在宅費用（往診・訪問診療）に係る交通費。但し介護保険では不可